

万代の風

万代コミ協だより26号

2017年(平成29年)3月31日

万代地域コミュニティ協議会

発行者: 丸田 喜也

新潟市中央区天明町19-16

= 川の風 海の風 まちの風 にいがたのかぜ!! =

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上18階塔屋2階共同住宅

工事期間: 平成28年5月31日~平成30年8月21日

平成29年1月~3月の工事

1月: 基礎工事、2月:
躯体工事を見る。
林立するクレーンは高層
マンション建設の開始



事業主: 大和ハウス工業(株)、(株)リビングキャラリー
施工: (株)福田組、総合企画: (株)トーワ総合システム
万代小学校跡地

(仮称)ロイヤルパークスER万代工事の進捗

3月: 躯体工事の全体
北東方向を望むと東区
の北越紀州製紙の工場
煙突群、山ノ下、臨港
地区を見る



自治会長永年10年・20年勤続表彰

講演会NHKプラネット: 黒川 敬氏

「ご近所の底力、再発見」ご近所力で難問解決



中央区地域活動ふれあいの集い
平成29年1月25日
新潟ユニゾンプラザ



みなで作ったお料理をおいしくいただき、作ることの楽しさと、食べることの大切さを考えた料理講習会でした。

堀田美幸

おはなす朝ごはん料理講習会
2月25日(土)万代長嶺小学校家庭科室
で東地区公民館・万代地域コミュニティ協議会・長嶺地域コミュニティ協議会・万代長嶺小学校PTA共催による料理講習会を行いました。この料理講習会は子どもたちに朝ごはんを食べることの大切さを知ってもらいたいということで行っていますが、毎年、地域の皆さんにも参加していただいています。

今回は、年長児から6年生まで幅広い年齢の子どもたちと保護者、地域の方など23名の参加をいただきました。献立は「ケーキ寿司」「ワカメの味噌汁」「フルーツのヨーグルト和え」。どの班もみんな役割分担しながら和気あいあいと楽しそうに調理していました。ケーキ型の中から彩鮮やかなお寿司が出てくると、歓声が上がります。切り分けられたお皿に盛られると、子供たちの顔が輝きました。

みやの万代ぶつぶつ

～復興は住む家の解決～

「東日本大震災6年」をテーマにマスコミは大型企画で報道した。ひととおり全部目を通して見て、一番の問題点は「家」だと思った。6年が過ぎたところで何が問題となっているのか。避難指示区域が次々解除されることで賠償が打ち切られたり、区域外避難者への住宅支援が打ち切られたりして、新たな決断を迫られている。また帰還すべきか、移住すべきなどめぐって問題が多発している。また約12万3千人が全国で避難生活を送っている。大震災と東電福島第一原発事故の避難者の暮らしが転換期を迎えている。復興事業で最重要なのは住む家を持つことだと痛感した。医療、教育、買い物といった生活インフラが乏しいまま、帰還後の生活に不安を与えてはならない。

副会長: 宮川 善徳

編集後記

新一年生を迎える4月7日は万代長嶺小学校の入学式です。小さな体に大きなフンドセル。父兄と一緒に、はにかみながら記念写真を撮って、入学式会場にむかう姿は、新年度のいつも変わらぬさわやかな風物です。それぞれがあの日を思い出す桜の季節。

編集委員: 田所暁雄

二流作場開拓と延享湊争訟二

流作場どっと蘭代 その3



延享四年沼垂新潟増減立会絵図
赤い線で囲った場所が附寄島（流作場）

延享三年（一七四六）長岡藩六代藩主牧野忠敬は附寄島の開拓を計画した。これに対して新潟町は藩へ開拓反対の異議を提出し、これに絡んで新潟・沼垂の間に「延享湊争訟」が起きた。新潟町の異議は新潟湊が川港の宿命として上流からの土砂の堆積、冬の強風に海から水戸口や川中へ押し上がる砂の影響で湊筋（航路）が変化するという大きな問題があった。将来水利地形の変動で附寄島へ全町民が移住して新しく港を作る計画があり開拓に反対だった。

之に対して長岡藩から新潟町へ十二ヶ条の約諾書が提示された。（全文は長く重要な条項のほかは要約する）
一、後年に至り港津に異常を生じ又は地域に変動在りたる場合は新田開発人を立ち退かしめこれを返還する。
五、島地の範囲において築堤又は川除け勿ねその他、港の支障となるべき一切工事は避けさせる。
八、附寄島新田開発の事に付き幕府の尋問又は新発田藩より交渉を受けたる場合は、領主が疎明に当たり町民に迷惑を及ぼさざるべし。

九、新潟に一畝一步の田圃なきは口々に公儀へ達しあるを以つて、今次の新田開発は、新潟人之に加わるを許さず。
（後略）以上の他に普請用の萱取り場、土取り場を島地に設ける事、沼垂町との争訟の場合経費を藩が負担する、附寄島島民の支配は新潟町に任せ、租税収納は曾根代官所が行う、島地移転の際は市街条坊区画も保障する等大きな譲歩をした約諾書を示し異議を撤回させた。

延享四年沼垂町から島の帰属と湊筋の境界に付いて異議が出て争訟となったが新潟町が勝訴した。

開拓者安倍玄的と長岡藩の約定

一、後年（開拓後）新発田領民または他領民で一部の開発希望する時は長岡藩へ伺いを立てて之を決定する。新潟町民には絶対に許可を与えない事を原則とする。

二、新発田領（沼垂）から開発に付いて異議の申し立てがあった場合、領主の命令で行う事であるから長岡藩で責任を持って解決する事。

以上の約定により開拓に万全を期した。
流作場が長い間水害に悩まされる状況に置かれたのは藩と新潟町の間で取り交わされた約諾書第五条により堤防を築く事、水流を弱める勿ね杭を水辺に打つ事を禁じられた事が大きな要因となった。

開拓者略伝は次号に致します。

三社神社 大橋 毅

江戸からくり
人形鑑賞会

万代地域コミュニティ協議会 講演会



講員御礼